

## 国際法違反の中国海警法に対する抗議を求める意見書

日本固有の領土であり石垣市の行政区域である尖閣諸島の周辺海域で漁労をするためには安全、安心できる環境が求められているが、現状は中国海警局の艦艇が領海侵犯を繰り返し、日本の漁船に接近し威圧、追尾するなど厳しい環境にある。

中国海警局の艦艇による領海侵犯は恒常的に行われ、昨年 10 月には最長となる 57 時間、領海内に留まり、更には日本の漁船を追尾する事案が 6 件発生した。

2 月 1 日に海警法が施行され、武器使用も可能となり、深刻な懸念が露わとなっている。

中国の海警法は国際法違反であることは明らかであり、中国海警局の艦艇による領海侵犯は無害通航ではなく、中国国内法による実効支配を強化するためのものであることは看過できない。

尖閣諸島を自らの領土だと主張し、領海侵犯を繰り返している中国は国際法違反の海警法により、国内法を根拠に法執行活動としてさらに活動を活発化させていくことが予想されており、漁民の安全操業が危惧されている。

尖閣諸島の実効支配を明確に打ち出し、日本の領土、領海であることを国際的に確立するためにも、日本政府においては中国の海警法は国際法違反であり、強い懸念だけでなく、撤回を求め、抗議するべきである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 3 年 3 月 15 日

石 垣 市 議 会

宛先 内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、国土交通大臣、沖縄及び北方対策担当大臣